

健康保険事務にお困りの方におススメ!

健康保険事務担当者(健康保険委員)の登録はお済ですか?

協会けんぽでは、健康保険事務を担う方をサポートさせていただくために、1事業所に1名以上、健康保険事務担当者(健康保険委員)のご登録をお願いしています。ご登録いただくと、協会けんぽのサポートにより、健康保険制度や手続きの知識を深めることができます。

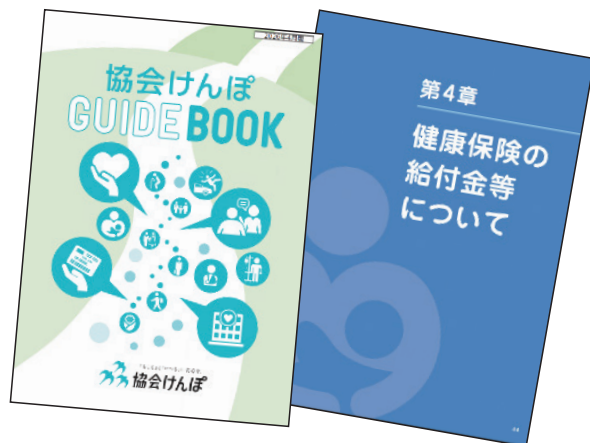
委員といっても、
委員会のような
強制的な活動は
ありません!

健康保険委員の皆さまの事務をサポートします!

特典①

「協会けんぽGUIDEBOOK」を
進呈します

給付金等の申請方法や健診に関すること、協会けんぽの取り組みなど幅広く掲載しており、日々の業務の参考になります。



▲ 協会けんぽGUIDEBOOK

特典②

広報誌「健保委員わかやま」をお送りします

制度改正などの最新情報、健康保険事務のより深い内容(中・上級編)を掲載しています。



▲ 健保委員わかやま

特典③

委員限定の研修会(自由参加)を開催します

健康保険制度や健康づくりに関する研修会を開催します。
外部講師による講演も実施しています。

詳しい内容や登録用紙、交代に伴う申し込み用紙などはこちら ➡



被扶養者状況リストをご提出いただいた事業主・ご担当のみなさまへ

ご協力いただきありがとうございました



お忙しい中、令和7年度被扶養者資格再確認業務にご協力いただき、ありがとうございました。

令和7年度被扶養者資格再確認業務 実施結果

※令和8年2月末時点

対象となった事業所 (全国)	360,000社
被扶養者から除かれた方 (全国)	138,000人 (令和6年度から+75,000人)

就職等に伴い、要件を満たさなくなった方の被扶養者資格が解除されていないと、協会けんぽから高齢者医療制度へ納める納付金が増大します。



当業務は、加入者皆さまの保険料負担の軽減につながる重要な業務として、健康保険法施行規則第50条に基づき、毎年実施しています。

今後も、当業務へのご協力をお願いします。

「第三者行為による傷病届」をご提出ください

相手の行為によるケガが原因で健康保険を使う際には、「第三者行為による傷病届」が必要です。

お願い

以下のようなケガで保険診療を希望する際は、その旨を病院へお伝えください。また、協会から照会文書を送付することがあります。その際はご協力ください。

提出が
必要なケース
(一例)



相手がいる交通事故



ケンカや暴力行為



他人の飼い犬に噛まれた



外食での食中毒

なぜ必要?

本来は相手方が支払うべき治療費などを、協会けんぽが一時的に立て替えた後、相手方へ請求するために必要です。



工作中・通勤途中のケガには、**健康保険は使用できません**。労働基準監督署へご相談ください。

